# 所得と控除について(令和3年度以降)

## ■所得の種類と計算方法

<b>T</b> -1	_	=-	<b>4</b> P	公債・社債・預貯金などの利子						
利	子	肵	侍	収入金額=利子所得の金額						
	AI.	=r	<b>/</b> B	株式または出資の配当などの所得						
四七	当	肵	侍	収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額						
	<b>-</b> 1 -		/	地代・家賃・権利金などから生じる所得						
<b>个</b>	動産	E 別	待	収入金額一必要経費=不動産所得の金額						
_	Allé.		/	事業をしている場合に生じる所得						
争	業	肵	待	収入金額一必要経費=事業所得の金額						
				給与・賃金・賞与などの所得						
				給与等の収入金額の合計額(A) 給与所得金額						
				551,000円未満 0円						
				551,000 円~ 1,618,999 円 (A) — 550,000 円						
				1,619,000 円~ 1,619,999 円 1,069,000 円						
				1,620,000 円~ 1,621,999 円 1,070,000 円						
				1,622,000 円~ 1,623,999 円 1,072,000 円						
				1, 624, 000 円~ 1, 627, 999 円 1, 074, 000 円						
				1, 628, 000 円~ 1, 799, 999 円 (B) ×2.4 + 100, 000 円						
				1,800,000 円~ 3,599,999 円 (B)×2.8 — 80,000 円						
				3, 600, 000 円~ 6, 599, 999 円 (B) ×3. 2 — 440, 000 円						
				6, 600, 000 円~ 8, 499, 999 円 (A) × 0. 9 — 1, 100, 000 円						
				8,500,000 円以上 (A) — 1,950,000 円						
				(B) = (A) ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)						
給	与	所	得	※所得金額調整控除について						
				(1)給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合、給与所得から所得金						
				額調整控除が控除されます。						
				ア特別障害者に該当する						
				イ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する						
				ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する						
				(給与収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%=所得金額調整控除						
	AND									
				(2)給与所得と公的年金所得の両方に金額があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額(それ						
				ぞれ 10 万円を限度)の合計額から 10 万円を控除した残額を給与所得から控除します(所得金額調整控						
				除)。						
				[給与所得(10万円を超える場合は10万円)]+						
				[公的年金所得(10万円を超える場合は10万円)] —10万円=所得金額調整控除						
				※ (1) の控除がある場合は、(1) の控除後の金額から控除します。						
退	職	所	得	退職金などの所得						
	1124	•••		(収入金額一退職所得控除額) ×1/2=退職所得の金額						
Ш	林	所	得	山林の伐採または譲渡による所得						
ļ.,				収入金額一必要経費一特別控除=山林所得の金額						
譲	渡	所	得	土地などの財産や株などを売った場合に生じる所得						
				収入金額一必要経費一特別控除=譲渡所得の金額						
_	時	所	得	保険の満期・解約等による払戻金などの所得						
	•			収入金額-収入を得るために支出した金額-特別控除 ×1/2=一時所得の金額						

## ■所得の種類と計算方法(つづき)

		厚生年	金・国民年金などの所					
		かが	年金等の収入金額	公的年金寺に係る組	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		Дн.	(A)	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超		
			330万円未満	(A) -1, 100, 000円	(A) -1,000,000円	(A) —900,000円		
			330万円以上410万	(A) × 75% —	(A) × 75% —	(A) × 75% —		
			円未満	275,000 円	175,000 円	75,000 円		
		65	410万円以上770万	$(A) \times 85\%$ —	$(A) \times 85\%$ —	(A) × 85% —		
		歳以上	円未満	685,000 円	585,000 円	485,000 円		
	八帖左会生	上上	770万円以上1,000	$(A) \times 95\%$ —	$(A) \times 95\%$ —	(A) × 95% —		
雑	公的年金等		万円未満	1, 455, 000 円	1, 355, 000 円	1, 255, 000 円		
雑所得			1,000万円以上	(A) -1,955,000円	(A) -1,855,000円	(A) -1,755,000円		
'			130万円未満	(A) —600,000円	(A) —500,000円	(A) —400,000円		
			130万円以上410万	$(A) \times 75\% -$	$(A) \times 75\% -$	$(A) \times 75\% -$		
		0.5	円未満	275,000 円	175,000 円	75, 000 円		
		65	410万円以上770万	$(A) \times 85\%$ —	$(A) \times 85\% -$	$(A) \times 85\%$ —		
		65   歳未満	円未満	685,000 円	585,000 円	485,000 円		
		満	770万円以上1,000	$(A) \times 95\% -$	$(A) \times 95\% -$	(A) × 95% —		
			万円未満	1, 455, 000 円	1, 355, 000 円	1, 255, 000 円		
			1,000万円以上	(A) -1,955,000円	(A) -1,855,000円	(A) -1,755,000円		
	業務雑	/ <del>  </del>	左会・護空料かじの配	; <del>a</del>				
			年金・講演料などの所行 会額、必要経典し雑託					
	その他	収入	金額一必要経費=雑所	<del>र</del>				

### ■所得控除と控除額

雑 損 控 除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族(総所得金額等48万円以下)が災害や盗難等により住宅、家財などに損害を受けた場合に受けられる控除 【控除額】次の①と②のうち、いずれか多い金額 ①(損失の金額-保険金などで補てんされる金額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円						
医療費控除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合に受けられる控除 (支払った医療費の総額ー保険金などで補てんされる金額) - (総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額) 限度額 200万円 セルフメディケーション税制 健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、スイッチ0TC医薬品の購入費がある場合 ※医療費控除とセルフメディケーション税制を併用して適用することはできません。 (対象医薬品の購入金額-保険金などで補てんされる金額) - 1万2千円 限度額 8万8千円						
社会保険料控 除	前年中に本人や本人と生計を一に [国民健康保険税、介護保険料、 外の年金からの天引き額は除く)、 【控除額】対象となる社会保険料の	する配偶者その他の親族のため  後期高齢者医療保険料(国保税 国民年金保険料など]	に負担した社会保険料がある場	合の控除			
小規模企業共済 等掛金控除	前年中に本人が小規模企業共済等 【控除額】支払額の全額	の掛金を支払った場合の控除					
	本人が前年中に生命保険料等を支	払った場合の控除					
	支払った保険料の区分	支払った保険料の合計	生命保険料控除額 (1円未満端数切捨て				
	新契約(平成24年以降に締結した契約) 結した契約) 一般の生命保険・個人年	12,000 円 以下 12,001 円 ~ 32,000 円 32,001 円 ~ 56,000 円	支払額 支払額× 1/2 + 6,000 支払額× 1/4 + 14,000				
	金保険・介護医療保険	56,001 円 ~	28,000 円				
生命保険料	旧契約(平成23年末までに	15,000 円 以下	支払額				
控除	締結した契約)	15,001 円 ~ 40,000 円	支払額× 1/2 + 7,500 F				
	一般の生命保険・個人年 金保険	40,001 円 ~ 70,000 円 70,001 円 ~	支払額× 1/4 + 17,500 35,000 円	H			
	【控除額】 一般の生命保険・介護医療保険 (限度額 70,000円) 一般の生命保険・個人年金保険	・個人年金保険について、それでこのでは、新契約と旧契約の数より計算した控除額の合計額(降	ぞれ上の算式により計算した招 双方について控除の適用を受け				
	本人が前年中に地震保険料等を支 ※平成18年12月31日までに締結し		が10年以上で満期返戻金がある。	もの)も含む			
	支払った保険料の区分	支払った保険料の合計	地震保険料控除額 (1円未満端数切捨7				
	地震保険料 ①	~ 50,000 円	支払額× 1/2				
地震保険料		50,001 円 ~	25,000 円				
控除	旧長期損害保険料 ②	~ 5,000 円 5,001 円 ~ 15,000 円	支払額 支払額× 1/2 + 2,500 円				
		15,001 円 ~	10,000 円				
	地震と旧長期の両方がある場合 (同一契約で両方がある場合は いずれか一方のみ適用可)	①と②により求めた金額の合語	計額(限度額 25,000円)				
現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明の人で①から③の全てに当てはまる場合に受けられる控除 ひとり親控除 ① 生計を一にしている子を扶養親族としている(総所得金額等48万円以下で、他の人の扶養親族等とされている人を除く) ② 合計所得500万円以下 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない							

### ■所得控除と控除額(つづき)

	ひとり親控除に当たらない人で①から③の全てに当てはまる場合に受けられる控除 ① 以下のいずれかに該当すること								
	~								
宝 垣 协 队		別した後再婚していない又は夫か		<b>公司 (日 人 東京</b> を	*40TUNT~ 40	【控除額】			
寡婦控除		別した後再婚しておらず、扶養乳	<b>脱族かいる</b> (	総所侍金額	548万円以下で、他の	26万円			
		養親族等とされている人を除く) FOXERDATE							
	-	500万円以下 姻関係と同様の事情にあると認め	トこわ て女が	14511					
		<u> </u>			タギ10モロいエッキス タギ10モロいエッキス	【控除額】			
勤労学生控除	│ 子生・生使で、 │ 人が受けられる		一个人の割力に	- よりない別	付か10万円以下である	26万円			
		」」ェルベ ├配偶者・扶養親族が、身体障害	2	の級け特別	陪宝老)。特种陪宝老				
	l '	「配偶石・八後枕灰が、牙体降呂 新)・療育手帳(A)・Aは特別障							
		とどが受けられる控除	п'п/ <b>~</b> СС	10 2 60.02		판가기가 보으기하였는 전			
) 障害者控除	控	障害者控除	26万円						
17 11 11 12 13									
	網	特別障害者控除 	30万円	円					
		同居特別障害者控除	53万円	3万円					
	生計を一にする	配偶者(内縁関係を除く)の合	計所得金額が	48万円以下の	D場合は「配偶者控除」	を、48万円を			
	超え133万円以下である場合は「配偶者特別控除」を受けられます								
				本人の	900万円超	950 万円超			
配偶者				听得金額)	950万円以下	1,000万円以下			
控除				万円以下					
	一般の控除対象	3	3万円	2 2 万円	1 1 万円				
	70歳以上の控	除対象配偶者	3	8万円	26万円	1 3万円			
	(配偶者の合計	↑所得金額→48万円超 95万円以↑	3	3万円	2 2 万円	1 1万円			
		<del>,</del> 3	3万円	2 2 万円	1 1 万円				
		100万円超 105万円以7	下 3	1万円	2 1 万円	1 1 万円			
  配 偶 者		105万円超 110万円以下	2	6万円	18万円	9万円			
特別控除		110万円超 115万円以下	2	1万円	1 4 万円	7万円			
14 73 17 197		115万円超 120万円以下	1	6万円	11万円	6万円			
		120万円超 125万円以下	1	1万円	8万円	4万円			
	125万円超 130万円以下			6万円	4万円	2万円			
		130万円超 133万円以下	<del>-</del>	3万円	2万円	1万円			
		扶養親族となっている場合は、『 を超える場合、配偶者控除及び配				<u></u>			
ベイベッロ可以行立		で起える場合、配両有程序及び6 −にする親族(配偶者を除く)の				ている場合に受け			
					カログロッハで1人民し				
1	られる控除(事業専従者又は他の人の扶養親族に該当する場合は除く)								

※16歳未満の年少扶養親族は控除対象外ですが、町県民税の非課税判定等の対象となります。

			本人の	合計所得に応じて受けられる控除	
				合計所得金額	控除額
基礎	整控	除		2,400万円以下	4 3 万円
李 恢	红红	小木		2,400万円超2,450万円以下	29万円
				2,450万円超2,500万円以下	15万円
				2,500万円超	適用なし

#### ■税額控除

#### ○調整控除

所得税と町県民税との控除額の差から生じる負担額の調整のため、所得割額から控除されます。

町県民税の合計課税所得金額	調整控除額		
	次の①、②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、		
200 万円以下	町民税 3%)		
	① 人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額		
	[人的控除の差の合計額-(合計課税所得金額-200		
200 万円超	万円)]の5%(県民税2%、町民税3%)		
	※2,500円未満の場合は2,500円を控除		

<sup>※</sup>合計所得が2,500万円を超える場合は、調整控除はありません。

#### 人的控除の差

控除の	種類	金額	控除の種類		金額		
基礎控	常	5万円	納税者本人の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	普通	1万円		一般	5 万円	4万円	2 万円
(本字之·m)(人	特別	10 万円	配偶者控除	老人	10 万円	6万円	3万円
障害者控除	同居特別	22 万円	配偶者特別	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
寡婦控除		1 万円	控除	50 万円以上 55 万円未満	3万円	2 万円	1 万円
ひとり親	父	1万円	扶養控除	一般	5 万円	老人	10 万円
控除	母	5万円		特定	18 万円	同居老親等	13 万円
勤労学生	控除	1万円	-	_			

#### ○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

而坐割又什类式空流流得割	町民税	県民税
10日前又は休工寺譲渡が行行前	3/5	2/5

#### 〇配当控除

課税所得金額	1,000万円	以下の部分	1,000万円超の部分		
種類	町民税	県民税	町民税	県民税	
利益の配当等	1. 6%	1. 2%	0. 8%	0. 6%	
外貨建等以外の証券投資信託	0. 8%	0. 6%	0. 4%	0. 3%	
外貨建等証券投資信託	0. 4%	0. 3%	0. 2%	0. 15%	

#### ○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に町民税は3/5、県民税は2/5の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

#### ■税額控除(つづき)

#### ○寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、町民税は6%に相当する金額

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 広島県共同募金会又は日本赤十字社広島県支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として広島県又は世羅町の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として広島県又は世羅町の条例で定めるもの

ただし、①のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は2/5、町民税は3/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
~ 1,950,000円	84. 895%
1, 950, 001 円 ~ 3, 300, 000 円	79. 790%
3, 300, 001 円 ~ 6, 950, 000 円	69. 580%
6, 950, 001 円 ~ 9, 000, 000 円	66. 517%
9,000,001 円 ~ 18,000,000 円	56. 307%
18,000,001 円 ~ 40,000,000 円	49. 160%
40, 000, 001 円 <b>~</b>	44. 055%
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0 円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する 場合)	地方税法に定める 割合